



# 山形県公報

令和3年5月25日(火)  
第207号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……545
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……546
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 同……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 肥料登録の有効期間の更新……………(農業技術環境課) ……同
- 市町村が行う国土調査の指定……………(農村計画課) ……547

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……同
- 令和3年度山形県登録販売者試験の実施……………(新型コロナワクチン接種総合企画課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……548
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……553

## 告 示

### 山形県告示第466号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人敬愛会	介護老人保健施設ナーシングホームさくらんぼ 東根市大字野田1921番地	訪問リハビリテーション	令和3.4.21

### 山形県告示第467号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人敬愛会	介護老人保健施設ナーシングホームさくらんぼ 東根市大字野田1921番地	介護予防訪問リハビリテーション	令和 3. 4. 21

**山形県告示第468号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市宮町一丁目3番36号	みやま荘短期入所事業所 西村山郡河北町大字吉田字馬場11番地	短期入所	令和 3. 4. 1

**山形県告示第469号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
山形県 山形市松波二丁目8番1号	みやま荘短期入所事業所 西村山郡河北町大字吉田字馬場11番地	短期入所	令和 3. 3. 31

**山形県告示第470号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人置賜自然と共育の村 米沢市口田沢3216番地	かこの家 米沢市口田沢3216番地	重度訪問介護	令和 3. 4. 30

**山形県告示第471号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					名称	住所	
山形県 第442号	米ぬか油 かす及び その粉末	特選王将印脱 脂ぬか	窒素全量 2.5 りん酸全量 5.5 加里全量 2.3		三和油脂株 式会社	天童市一日町四 丁目1番2号	令和 9. 5. 16

#### 山形県告示第472号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
令和3年5月10日
- 2 調査を行う者の名称  
遊佐町
- 3 調査地域  
飽海郡遊佐町吉出の一部
- 4 調査期間  
令和3年5月17日から令和4年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和3年5月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ポピー
  - (2) 代表者の氏名  
松田 正人
  - (3) 主たる事務所の所在地  
南陽市柵塚1837番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会で安心して暮らしていくために、高齢、障がい、子供等の事由により、生活の支援を必要とするもの及びその家族に対して、お互いを助け合うボランティア精神をもとにして安全かつ安心して暮らせる地域社会作りに寄与することを目的とする。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和3年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 令和3年8月25日（水） 午前10時30分から午後3時55分まで
  - (2) 場所 山形市平久保100 山形ビッグウイング

## 2 受験手続

受験願書を令和3年6月8日（火）から同月29日（火）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

## 3 その他

詳細については、健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課（電話番号023(630)2332）に問い合わせること。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同	同	74.0	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	74.0	4	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000	
同	同	同	74.0	1	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000	
同 4号	同	2DK	60.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同	同	3DK	74.0	1	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000	
同 春日アパー ート3号	同 春日五丁 目2-43	同	75.6	1	同	25,800	29,800	34,100	38,500	44,000	50,800	
同 玉の木アパー ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	2	同	16,000	18,400	21,100	23,800	27,200	31,400	
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900	
同 2号	同	同	68.7	2	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,200	
同	同	同	68.7	1	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,200	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	

同 4号	同	2DK	62.1	1	同	20,700	23,900	27,300	30,800	35,200	40,600	单身可
同	同	3DK	75.4	2	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	
同 5号	同	同	75.4	2	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	单身可
同	同	同	75.4	1	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	69.2	2	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	
同 2号	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 3号	同	同	72.9	3	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	
同	同	同	72.9	1	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	单身可
同 城北アパー ト1号	同 城北二丁 目3-65	2DK	50.1	1	同	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	同
同 2号	同 3-62	同	50.1	1	同	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	
同 桜木アパー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	3DK	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可
同	同	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可
同 関口アパー ト1号	同 宮内352 -3	2DK	57.2	1	特定目的用 （農、林、特用）	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300	同
同 一ト	同 東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	3DK	51.2	2	一般用	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同 ト	同 高島695- 12	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	

同 糠野目第2 アパート	同 福沢南21- 2	同	62.6	2	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同	同	同	64.2	2	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 館之北アパ ート	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	70.7	2	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	
同	同	2DK	53.3	1	特定目的用 （論、館、特別）	15,300	17,700	20,200	22,800	26,000	30,100	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

※「寡婦又は寡夫」は、令和3年7月1日以降に入居決定した者においては「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」とする。

- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した場合で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁

長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年6月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和3年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和3年8月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6 -6	同	55.7	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 茅原アパ ート2号	同 茅原草 見鶴16-1	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700	
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	
同 2号	同 9 -30	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	
同	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	2LDK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 2号	同 23 -62	2LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同	同	3DK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	

同 川南アパ ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,200	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	单身可
同	同	同	51.2	1	同	15,200	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	单身可
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,300	17,700	20,200	22,800	26,100	30,100	单身可
同 川南住宅4 号	同 1-4	3K	54.6	2	同	16,400	18,900	21,700	24,500	27,900	32,300	单身可
同	同	同	54.6	1	同	16,400	18,900	21,700	24,500	27,900	32,300	单身可
同 川南アパ ト5号	同 1-5	同	55.7	1	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,600	33,100	单身可
同 こがねアパ ト1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同	同	同	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	单身可
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	单身可
同 東泉アパ ト2号	同 東泉町四 丁目15-22	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	单身可
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	同
同 鳥海アパ ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	2DK	53.5	1	特定目的用 （臨海特別）	17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800	单身可
同	同	3DK	69.2	1	一般用	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	单身可
同	同	同	69.2	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	单身可
同 3号	同	2DK	54.5	1	同	18,200	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	单身可

同 新橋アパー ト	同 新橋五丁 目5-1	3DK	68.2	1	同	23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	45,900	
同 北新町アパ ー	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同	同	3DK	64.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	単身可
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	同
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同
同 遊佐アパー ト	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）  
※「寡婦又は寡夫」は、令和3年7月1日以降に入居決定した者においては「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」とする。
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した場合で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁

長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年6月3日から同月9日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和3年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和3年8月上旬